



岡山労働局発表

平成 28 年 8 月 4 日

担 当	岡山労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 甲 斐 利 則 賃金指導官 坪 井 一 倫 電話 (086) 225-2014 (直通) (086) 238-6215 (夜間)

## 岡山地方最低賃金審議会が岡山労働局長に対して、 「岡山県最低賃金」の 22 円引上げを答申

(平成 14 年度以降で最高額となる引上げ)

岡山県下の全産業、全労働者に適用される最低賃金について、岡山地方最低賃金審議会(会長 井上さつき)は本日(8月4日)、時間額 735 円を 22 円引き上げて、757 円に改正するよう、岡山労働局長(金田 弘幸)に答申しました。

この答申を受けて、岡山労働局長は、今後、異議申出等の手続きを行い、異議申出があった場合、これに対する岡山地方最低賃金審議会の審議を経て、岡山県最低賃金が改正されることとなります。

(1) 答申どおり改正された場合、以下のとおりとなります。

	改正後	改正前	引上げ額	引上げ率
時間額	757 円	735 円	22 円	2.99%
発効日	平成 28 年 10 月 1 日 予定	平成 27 年 10 月 2 日		

(2) 答申に至るまでの経緯は、以下のとおりです。

平成 28 年 6 月 29 日、岡山労働局長が岡山地方最低賃金審議会に改正決定について諮問、同審議会はこれを受けて専門部会を設け、去る 7 月 28 日中央最低賃金審議会から示された目安(岡山県の場合 22 円引上げ)を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議を行った結果、「時間額を 22 円引上げて、757 円」とするよう結論を取りまとめ、本日岡山労働局長あて引上げの答申が行われたものです。